

# マリントウンを キレイにしよう

## ちゅら島 清掃活動



連日賑わいをみせているマリントウン地域の清掃活動を行います。

平成14年度からマリントウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。今年も4月22日には西原マリパーク内のきらきらビーチが海びらきをしており、今後、町内外から多数の方が訪れることが見込まれます。たくさんの人をキレイな西原町で迎えるためにも、マリントウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃作業に参加しましょう。

■日 時 **6月9日(土) 9:30～11:30**

■集合場所 **あがりティーダ公園**

■活動内容 マリントウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等  
※ごみ袋及び飲み物等は、総務部町民生活課で準備します。  
※雨天及び雷注意報が発令された場合は、中止となります。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

# 6月は環境月間です!

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。  
そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、  
**5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金です!**



近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町では、**ごみの不法投棄・不法焼却**が増え、これらを防止するため、町内パトロールなどを行っています。

### 不法投棄の予防策 (例)

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、侵入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

**自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。**

### 野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)いわゆる野焼きは(一部特例を除き)禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。

注: 地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×

これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却(野焼き)はやめましょう。

※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められていますが、**都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が来る現状**を踏まえ、本町においては農家のみなさんは**可能な限り**焼却しないように**ご協力をお願いします。**

### 【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号～第2号は省略)  
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。  
三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号～3号および第5号は省略)  
四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

### お問い合わせ/西原町役場

●総務部町民生活課 ☎945-5018 ●建設部産業課(農地) ☎945-4540 ●建設部土木課(道路・河川) ☎945-4415

# 狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計3回に分けて実施してきました平成24年度狂犬病予防集合注射は、残すところ下記の実施分で最後となります。愛犬家のみなさんと愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼い始めてまだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けますので、併せてお手続きください。

登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大事な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。



年 月 日	場 所	受 付 時 間
6月17日(日)	西原町中央公民館駐車場	9時～12時/13時～16時 (12時～13時は、昼休みのため受け付けません。)

料 金	・予防注射	3,000円(注射済票のみの方は550円)
	・新規登録	3,000円(鑑札票再交付の方は1,600円)
注 意 事 項	①	登録している方は予防注射のみの料金となります。また、平成24年4月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。
	②	注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
	③	おつりのないようにご協力をお願いします。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

# (有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号  
あなたのホームプランナー

## 南新物産

地域の不動産業で30年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp